

令和 2 年 6 月 4 日

会員・関係者 各位

特定非営利活動法人
豊玉・中村地域スポーツクラ
ブクラブ プラッツ
理事長 内田 常幸

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

1、はじめに

当クラブの事業再開後の運営にあたっては、会員の健康的な生活を維持するため、新型コロナウイルス感染防止の徹底が求められる。練馬区より「練馬区スポーツ施設新型コロナウイルス感染症対策」が通知されたことを踏まえ、ここに感染防止対策の基本方針を策定する。

2、定義

(1) 会員

会員とは、当クラブのすべての種別の会員の総称をいう。

(2) プラッツ関係者

プラッツ関係者とは、当クラブを運営する理事、運営委員、事業担当者、事務局員等をいう。

(3) 事務局

事務局とは、当クラブの事務局をいう。

3、会員の留意事項

(1) 会員は、原則として、練馬区立中村南スポーツ交流センター（以下、「スポーツセンター」という。）施設内ではマスクを着用する。

(2) 会員は、手洗い・うがいを徹底し、スポーツセンターへの来館時もマスクを着用するなど、感染予防対策を講じる。また、来館前に検温するなど、体調管理に留意する。

(3) 会員は、発熱等の症状がみられるときは、無理に来館せず、外出も控える。

(4) 会員は、スポーツセンターへ入館の際は、入口又は窓口等に備える消毒液を利用し、手指の消毒を行う。

(5) 当面の間、施設内での食事は原則として禁止する（飲料や施設内自販機の商品を除く。）。

4、プラッツ関係者の留意事項

- (1) プラッツ関係者は、3、会員の留意事項に留意するとともに、以下留意する。
- (2) 事務局へ入室する場合は、手洗い・うがいを徹底する。
- (3) 来館時以外も、3蜜状態の回避や、不要な外出を控える等感染予防を心掛ける。
- (4) 発熱や体調不良の場合は、以下の対応を行う。

①事業担当者（事業部会）

事業部会が定めるガイドラインを基に、事業部長へ連絡の上、担当する事業につき代替要員による運営・指導が可能か等、事業実施の可否を協議する。その結果、事業の実施が困難な場合は、速やかに事業中止の旨を会員に周知する。

②事務局員（事務部会）

事務局の開室が困難な場合は、事務部長へ連絡の上、代替要員による開室が可能か協議し、開室が困難な場合は、会員への適切な周知とともに休室する等の措置を講じる。

③その他

業務・作業につき、理事、事務局等と協議の上対応する。

- (5) 自己に感染が判明した場合は、速やかに事務局へ報告する。
- (6) プラッツ関係者は、本方針に定める事項に留意し、会員への協力を求める。

5、プラッツ関係者の会員に対する対応

- (1) プラッツ関係者は、会員に対し、あらかじめ、以下の事項に該当する場合は、スポーツセンターへの来館や事業への参加を見合わせるよう求める。
 - ①体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) プラッツ関係者は、会員に対し、事業参加の際、あらかじめ自宅で体温を計測し、平熱であることを確認した上で来館するよう求める。
- (3) プラッツ関係者は、会員に対し、適宜、スポーツセンター入口又は窓口等に備える消毒液を利用し、手指の消毒を行うよう促す。
- (4) プラッツ関係者は、会員に対し、スポーツセンター施設内におけるマスクの着用を求める。ただし、運動中の着用は会員の判断によるものとする。特に、マスクを着用して運動した場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意する。
- (5) プラッツ関係者は、感染防止のための留意事項を会員が遵守しているか、スポーツセンター施設内等で定期的に確認する。守られていない場合は、適宜声掛けを行う。（但し、高齢者や障がいのある方等、会員の特性への配慮を要する。）

6、事務局の対応

- (1) 事務局は、事務局前の掲示板及びホームページ等を利用し、会員に対し感染防止のための留意事項を周知する。
- (2) 事務局は、事務局内にて飛沫感染防止対策を施すなど、事務局内の適切な感染防止措置を講じる。
- (3) 事務局は、感染者が判明した場合は、施設管理者である東京ドームグループ（以下、「施設管理者」という。）へ報告の上、濃厚接触者等の把握に努め、随時施設管理者と連携をはかる。

7、事業実施の際の留意事項

- (1) 事業担当者は、本項に定める留意事項及び別に定める事業部会ガイドラインを踏まえ、事業を行う。
- (2) 事業担当者は、事業受付時、非接触型体温計を使用し、会員を検温する。検温の結果、概ね37.5度以上の発熱を検知した場合、その他当該会員に体調不良の兆候が認められる場合には、当該会員に対し、事業に参加せず帰宅するよう求める。なお、検温時には、会員間の距離を適切に取るよう努める（約1.5m～2m程度）。
- (3) 事業担当者は、事業実施の際、会員間の距離を2m以上取るなどのフィジカルディスタンスを講じる。特に飛沫が生じやすい種目については留意する。指導の際も大声を出すなどは極力控える。
- (4) 事業担当者は、原則として、マスクを着用する。但し、運営又は指導上、やむを得ずマスクを外さなければならない場合はこの限りでないが、その場合は、事業に参加する会員に了承を得るなど、会員の心情に配慮する。
- (5) 事業実施中も、適宜休憩時間を取り、その間、会員に対し、手洗い等を行うよう促す。
- (6) 事業によっては、受け入れ人数の制限が必要となる種目がある。

Ex. ①水泳は、1コース当たり15名まで。

②アリーナ、武道場の定員基準

アリーナ：20㎡～25㎡あたり1名 武道場：10㎡～25㎡あたり1名

※ 令和2年5月28日現在の練馬区スポーツ振興課の指針に基づく。今後の状況に応じて変更となる可能性あり。

- (7) 事業によっては、施設利用に一定の制限がある。
使用する備品の台数や配置などが制限される場合がある。施設管理者の指示に従うこと。
- (8) 会員への連絡体制の環境を再確認する。
事業担当者は、受付時の検温により発熱が検知され事業に参加できなくなった会

員や、事業中に体調不良により帰宅した会員へ連絡を取り、状況を確認する。

万が一感染者が判明した場合は、当該事業の他の参加者は濃厚接触者となる可能性が高いため、感染経路の確認や行政への報告等も万全に行う必要がある。

上記の点から、事業担当者は、会員名簿や連絡先を再確認の上、常に最新のものに更新し、あわせて、事業実施ごとに参加した会員を把握し、必要に応じて会員に連絡が行えるよう努める。

(9) 備品の衛生管理の徹底

事業実施時に使用する備品については、使用前後でこまめに消毒作業を行う。
事業実施後、事務局へ備品等を搬入する際も留意する。

(10) 屋外実施事業について

学田公園野球場の使用については、当面の間、野球場1面あたり50名を目安とし、それを超える会員の参加がある場合は、野球場への入場制限を行う。

野球場内のベンチなど、密集しやすいエリアにおいては、特にフィジカルディスタンスを心がける。

(11) 新型コロナウイルス禍における事業運営において、疑問点や不明点等がある場合、又は、早急に判断を求められる事態が生じた場合は、事業部長と協議の上対応する。

以上